

## 研 究

# アメリカ合衆国における法人の 内部調査費用と被害弁償

Corporation's Internal Investigation Costs and  
Restitution in the United States

隅 田 陽 介\*

### 目 次

- はじめに
- 一 アメリカ合衆国における被害弁償法制
  - 二 法人による内部調査
  - 三 法人に対する被害弁償
  - 四 18 U.S.C. § 3663A(b)(4) の解釈に関する二つの事例
  - 五 若干の検討
- おわりに

### はじめに

アメリカ合衆国では、1970年代から80年代にかけて盛んになった被害者の権利運動の後押しもあり、以降、被害弁償（restitution）に関する法制度が徐々に整備されてきている<sup>1)</sup>。すなわち、1982年に「犯罪被害者に関

---

\* 嘱託研究所員・帝塚山大学法学部非常勤講師

1) Acker, Jr., William M., "The Mandatory Victims Restitution Act Is Unconstitutional. Will the Courts Say So after *Southern Union v. United States?*," *Alabama Law Review*, Vol. 64, 2013, p. 810; Kleinhaus, Brian, "Serving Two Masters: Evaluating the Criminal or Civil Nature of the VWPA and MVRA through the Lens of the Ex Post Facto Clause, the Abatement Doctrine, and the Sixth Amendment," *Fordham Law Review*, Vol. 73, 2005, pp. 2719-2720.

する大統領特別調査委員会（President's Task Force on Victims of Crime）」が最終報告書を公表し、同年に「1982年被害者及び証人保護法（Victim and Witness Protection Act of 1982: VWPA）」が制定されている<sup>2)</sup>。1994年には「1994年女性に対する暴力防止法（Violence Against Women Act of 1994: VAWA）」が、1996年には「1996年反テロリズム及び効果的死刑法（Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996）」の一部として「1996年必要的被害者弁償法（Mandatory Victims Restitution Act of 1996: MVRA）」がそれぞれ制定されている。そして、2004年には「2004年万人のための司法手続法（Justice for All Act of 2004）」の一部として「犯罪被害者権利法（Crime Victims' Rights Act: CVRA）」が制定され、この中では、被害者の権利として、「時宜を得て完全な被害弁償を受ける権利（right to full and timely restitution）」が明記されている<sup>3)</sup>。こうした被害弁償に係る長年に亘る立法の経過からは、犯罪被害者に対しては幅広い視野に立った、完全な被害の補償を確実に実現するという議会の強い意思を読み取ることができよう<sup>4)</sup>。

ところで、近時、インサイダー取引や証券詐欺に代表されるように、法人の被用者や従業員が法令に違反して、犯罪を行うという事例が発生している。こうした場合、法人によっては、捜査機関による捜査に先立って、

---

2) Spohn, Matthew, "A Statutory Chameleon: The Mandatory Victim Restitution Act's Challenge to the Civil/Criminal Divide," *Iowa Law Review*, Vol. 86, 2001, p. 1014は、VWPAの制定を被害者の権利運動が勝利したことの象徴であるとす

る。

3) 18 U.S.C. § 3771(a)(6). 同時に、同(d)(3)では、連邦地方裁判所においてこうした権利が保障されなかった場合、被害者は職務執行令状(writ of mandamus)の発付を求めて連邦控訴裁判所に申立てを行うことができるというように、同法に規定されている権利を実効的に保障するための方策も盛り込まれている。

4) Asner, Marcus A. and Gillian L. Thompson, "Restitution from the Victim's Perspective — Recent Developments and Future Trends," *Federal Sentencing Reporter*, Vol. 26, No. 1, 2013, p. 59.

内部調査 (internal investigation) を行うところがある。一方で、法人は被用者による犯罪の被害者であるというように考えることもできよう<sup>5)</sup>。そこで、近時の合衆国では、法人が、内部調査にかかった費用を被害弁償という形で被告人である被用者に対して請求することができるかどうかということが議論されている。端的に言えば、法人の内部調査で生じた費用がMVRA (18 U.S.C. § 3663A(b)(4). 以下では、18 U.S.C.を省略している場合がある) でいう「必要 (な) ……その他の費用」として、被告人に対する被害弁償命令の対象に含まれるのかどうかということである。この点についてはすでにいくつかの判断が示されているのであるが、巡回区連邦控訴裁判所によって判断が分かれているのが現状である。すなわち、第2巡回区裁判所は *United States v. Amato*<sup>6)</sup>において、「必要 (な) ……その他の費用」には、弁護士費用 (attorney fees) や会計費用 (accounting costs) 等法人の内部調査によって生じた費用も含まれるというように広く解釈している一方、D.C. 巡回区裁判所は *United States v. Papagno*<sup>7)</sup>において、捜査機関の要請によるものではなく、法人が自発的に行った内部調査の費用は含まれないというように狭く解釈しているのである。そのため、当該法人が合衆国の司法制度上、どの巡回区裁判所の管轄区域に所在するかによって、被告人に言い渡される判決内容が大きく異なってしまう可能性がある。果たしてそれが公正といえるのか<sup>8)</sup>といった疑問が提起されている<sup>9)</sup>のである。

---

5) なお、神例康博「第16講◆個別犯罪と対策 (6) 企業犯罪」守山正 = 安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策【第3版】』成文堂 (2017年) 367頁参照。

6) 540 F. 3d 153, 158-165 (2d Cir. 2008).

7) 639 F. 3d 1093, 1095-1101 (D.C. Cir. 2011).

8) DeLong, Michelle Nichols, *A Closer Look at the Mandatory Victims Restitution Act and Whether the Costs of a Corporation's Independent Internal Investigation Should Be Included in a Criminal Defendant's Mandatory Restitution Order*, [www.turnpikelaw.com/a\\_closer\\_look\\_at\\_mvra](http://www.turnpikelaw.com/a_closer_look_at_mvra) (2018年4月30日最終確認。以下、同じ), p. 22.

9) 因みに、合衆国では、ホワイト・カラー犯罪 (本文で述べたインサイダー取

そこで、本稿では、時として非常に高額なものになることもあり得る<sup>10)</sup>、内部調査によって生じた費用を法人犯罪の被告人が § 3663A(b)(4) に基づいて弁償することを求められるのかどうかということについて取り上げてみようと思う<sup>11)</sup>。まず、一において、合衆国における被害弁償に関

---

引等の犯罪も、場合によっては、ホワイト・カラー犯罪に含まれると考えることはできると思われる)の裁判事例というのは、ニューヨーク及びワシントンD.C.に集中しているとされる。これは、大規模法人の多くが両都市を拠点として活動していることがその理由になっていると考えられる。See *Ibid.* at 15 & note 192. なお、Weisselberg, Charles D. And Su Li, "Big Law's Sixth Amendment: The Rise of Corporate White-Collar Practices in Large U.S. Law Firms," *Arizona Law Review*, Vol. 53, 2011, p. 1273参照。そして、ニューヨークは、合衆国の巡回区裁判所制度上は第2巡回区裁判所の管轄に属している。

- 10) 法人犯罪の場合、証人等関係者の数が多数に上ることが予想されるが、電子媒体化された証言や調書の内容を精査するとすると、内部調査に係る費用が高額になることは容易に想像できるとされる。See Gitner, Daniel M. and Brian A. Jacobs, "Seeking Restitution for the Costs of Internal Investigations," *New York Law Journal*, Sept. 29, 2008, <https://www.law.com/newyorklawjournal/almID/1202424887915/?slreturn=20171024022026> (同)。実際に、Avon Products社は、海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)違反が疑われる場合に内部調査を実施した際、2009年に5,900万ドル、2010年に9,500万ドル、2011年に9,330万ドルを費やしたとされる。See Henning, Peter J., "The Mounting Costs of Internal Investigations," *The New York Times*, Mar. 5, 2012, <https://dealbook.nytimes.com/2012/03/05/the-mounting-costs-of-internal-investigations/> (同)。また Brief of Amicus Curiae National Association of Criminal Defense Lawyers in Support of Petitioner, On Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Fifth Circuit, *Lagos v. United States*, No. 16-1519, 2018 [hereinafter Brief of Amicus Curiae National Association of Criminal Defense Lawyers in Support of Petitioner], pp. 2-3 参照。
- 11) 法人と被害弁償との関係については、すでに川崎友巳「企業に対する刑事制裁としての被害弁償命令—アメリカ合衆国の動向を参考にして—」『同志社法学』54巻3号(2002年)292頁以下で、法人に対して、被害者に金銭等の支払いを行うよう命ずるという形での被害弁償命令について検討されている。同論文では、被害弁償命令は、違法な行為を行った法人に対する刑事制裁の一手段として位置づけられている。これに対して、本稿は、法人の被用者が犯罪を行

する法制の変遷について簡単に整理し、二において、法人による内部調査とはどのようなものなのかについて触れる。そして、三において、法人が被害弁償を請求する際の要件等について明らかにした上で、四において、§ 3663A(b)(4) について争われた二つの代表的な事例を紹介する。最後に、五において、若干の検討をしてみたいと思う。

## 一 アメリカ合衆国における被害弁償法制

被害弁償というのは、犯罪者に対して、自らが引き起こした害悪を前提として、可能な範囲で被害を原状に回復させ、被害者の生活を元通りにすることを目的としたもの<sup>12)</sup>である。これまで、合衆国では、「1925年連邦

---

った場合に、内部調査で生じた費用を弁償の対象に含め、法人が被害者としての立場から被用者に被害弁償を請求することができるのかどうかを検討するものである。なお、法人の被用者による犯罪の場合、当該法人の株主や法人への投資家も、株価の下落等があれば、それによって被害を受けており、被害者であると考えerことはできよう。もっとも、合衆国における実務では、*United States v. Ross*, 210 F. 3d 916, 923–924 (8th Cir. 2000) では、こうした者も被害者に含まれ得るとされている一方で、*United States v. Collardeau*, No. CRIM. 03–800 (WGB), 2005 WL 1106475, at 2–8 (D. N.J. Apr. 28, 2005) では否定されている(なお、Villacis, Leslie M., “Did Congress Intend for Corporations to Benefit from the MVRA? A Look at the Legislative History of the Mandatory Victims Restitution Act of 1996 and the Courts’ Application of the MVRA to Corporations,” *Legislation & Policy Brief*, Vol. 6, Issue 1, 2014, pp. 236–240 や Villacis, Leslie M., “Did Congress Intend for Corporations to Benefit from the MVRA? A Look at the Legislative History of the Mandatory Victims Restitution Act of 1996 and the Courts’ Application of the MVRA to Corporations,” *Working Paper*, March 2, 2013, [https://works.bepress.com/leslie\\_villacis/1](https://works.bepress.com/leslie_villacis/1) (同), pp. 26–31, Holliday, Beth Bates, “Who Is a ‘Victim’ Entitled to Restitution under the Mandatory Victims Restitution Act of 1996 (18 U.S.C.A. § 3663A),” *26 A.L.R. Fed.* 2d, 2008, §§ 19–20 等も参照)。本来であれば、この点についても検討する必要があると思われるが、本稿では取り上げていない。

12) *United States v. Webb*, 30 F. 3d 687, 689–690 (6th Cir. 1994); Senate Report No.

保護観察法（Federal Probation Act of 1925）」に基づいて、保護観察を言い渡す際の条件としてであれば被害弁償命令を発出することは許されていたのであるが、VWPAが制定されたことによって、初めて、裁判官は、保護観察の言い渡しとは別に独立して、命令を発出することが認められた<sup>13)</sup>。そこで、それ以前であれば、被害者が金銭的な補償を得ようとする場合には、民事で争うしかなかったのであるが、同法が制定されたことによって、被害者は、自らの身体や財産に向けられた犯罪によって被害が生じた場合、その弁償を受けるために別に民事上の訴えを提起する必要はなくなった<sup>14)</sup>ということになる。

ただし、VWPAには、裁判所が被害弁償命令を発出するに当たっていくつかの問題点があることが指摘されていた。すなわち、弁償命令発出の決定に先立って、被告人の経済状態や支払い能力等が考慮されることや、弁償額の算出が過度に複雑であるために手続が長期化することが予想される場合には、命令の発出を控えることが許されていたこと等である<sup>15)</sup>。そのため、同法は、真に被害者の救済を念頭に置いた制度にはなっていなかった<sup>16)</sup>といえよう。そこで、1994年にVAWAが制定され、まず、ここで被害弁償の対象犯罪として、性的虐待（§§ 2241-2245、これらの場合の被害弁償命令について § 2248）や児童の性的搾取（§§ 2251-2252C、これ

---

104-179, *Victim Restitution Act of 1995*, 1995, pp. 12-13; Senate Report No. 97-532, *Victim and Witness Protection Act of 1982*, 1982, p. 30.

13) Goodwin, Catharine M., "Looking at the Law: The Imposition of Restitution in Federal Criminal Cases," *Federal Probation*, Vol. 62, No. 2, 1998, p. 95; DeLong, *supra* note 8, at 5.

14) Spohn, *supra* note 2, at 1014; DeLong, *supra* note 8, at 5 & note 51.

15) 18 U.S.C. § 3663(a)(1)(B)(i)(II), (ii); Dickman, Matthew, "Should Crime Pay?: A Critical Assessment of the Mandatory Victims Restitution Act of 1996," *California Law Review*, Vol. 97, 2009, p. 1688; DeLong, *supra* note 8, at 5-6.

16) Sisemore, Alexander J., "Straying from the Written Path: How the Supreme Court Eviscerated the Plain Meaning of the MVRA's Ninety-Day Deadline Provision and Legislated from the Bench in *Dolan v. United States*," *Oklahoma Law Review*, Vol. 64, 2012, p. 215.

らの場合の被害弁償命令について § 2259) 等四つの類型が追加された他、これらの犯罪の場合には、被害弁償の性格が裁量的なものから必要的なものへと変更された<sup>17)</sup>。なお、同年以前は、いくつかの事例において、弁護士費用等は被害弁償の対象にはならないことがある旨判示されていた<sup>18)</sup>のであるが、同年に VWPA が改正され、当該犯罪の捜査又は訴追に参加することに関連して生じた費用が被害弁償の対象とされたことによって、一部の被害者は弁護士費用等についても被害弁償を受けることが認められることになった<sup>19)</sup>とされる。

こうして被害弁償に関しては、これを裁量的なものとして位置づける VWPA と必要的なものとして位置づける VAWA という二つの根拠法・手続が同時に存在することになったために、この衝突を回避するための策として MVRA が制定されることになった<sup>20)</sup>のである<sup>21)</sup>。また、議会の認識としては、VWPA 等が制定されたとしても、裁判官は必ずしも適切に被害弁償命令を発出しているようには見えず、被害者に対する救済は十分ではな

---

17) Senate Report No. 104-179, *supra* note 12, at 13; Acker, Jr., *supra* note 1, at 816-817; DeLong, *supra* note 8, at 6; Goodwin, *supra* note 13, at 96.

18) 例えば、*United States v. Patty*, 992 F.2d 1045, 1048-1049 (10th Cir. 1993) や *United States v. Mullins*, 971 F.2d 1138, 1146-1148 (4th Cir. 1992) 等参照。なお、Gitner, *supra* note 10 も参照。

19) See 18 U.S.C. § 3663(b)(4); Gitner, *supra* note 10.

20) Senate Report No. 104-179, *supra* note 12, at 13-14; DeLong, *supra* note 8, at 6.

21) なお、VWPA として立法化されていた 18 U.S.C. § 3663(a)(1)(A) は、1996年に、§ 3663A(c) で規定されている MVRA が対象としている犯罪を除外するよう改正されている。換言すれば、MVRA は、同法が対象としている犯罪に関する被害弁償を必要的なものとする一方、VWPA は、MVRA が対象としていない犯罪に関する被害弁償を裁量的なものとして認めているため、両者が競合することはないということになる。See *United States v. Battista*, 575 F.3d 226, 231 & note 3 (2d Cir. 2009)。また、Acker, Jr., *supra* note 1, at 812 & note 74 参照。VWPA 及び MVRA 等の制定経過については、*Ibid.* at 810-818 や Senate Report No. 104-179, *supra* note 12, at 12-14, Kleinhaus, *supra* note 1, at 2717-2728, Goodwin, *supra* note 13, at 95-96, Sisemore, *supra* note 16, at 213-216 等参照。

いと考えられていたことも MVRA を制定する理由の一つとなっている<sup>22)</sup>。そこで、MVRAによって、まず、①裁判所は、すべての確認できる被害者を対象として、身体的・金銭的な損失が完全に賠償されるよう被告人に命じることが求められることになり、被害弁償命令に関する裁判所の裁量権が否定され、次に、②弁償額の算出に当たっても、裁判所は、被告人の経済状態に関係なく、被害者が受けた被害の内容を完全に賠償するよう命じなければならないとされ、被告人の経済状態等を考慮することは許されなくなった<sup>23)</sup>。また、陪審による審理を経ずに被害弁償命令が発出される<sup>24)</sup>ことになっている。他に、対象となる被害者の定義が、裁量的な被害弁償の場合 (§ 3663(a)(2) 参照) も、必要的な被害弁償の場合 (§ 3663A(a)(2) 参照) に合わせて、それまでの「犯罪の被害者」という表記から「被

---

22) Dickman, *supra* note 15, at 1689 and 1690-1691. 実際には、VWPAに基づく裁量的な被害弁償制度の下では、連邦裁判所の裁判官は、被告人に資産がない場合には、被害弁償を命じない方向で裁量権を行使し、対象事案のうち2割程度でしか弁償命令を発出しなかったとされる。See Senate Report No. 104-179, *supra* note 12, at 13; Acker, Jr., *supra* note 1, at 811. もっとも、連邦裁判所によって弁償命令が発出される割合は現在でもそれほど大きくは変化していないようである。See United States Government Accountability Office, *Federal Criminal Restitution: Factors to Consider for a Potential Expansion of Federal Courts' Authority to Order Restitution*, 2017 [hereinafter GAO Report], p. 13, p. 13 & Figure 2 and p. 33 & Appendix II: Restitution Imposed by the Federal Courts from Fiscal Years 1996 through 2016. .

23) See §§ 3663A(a)(1) and 3664(f)(1)(A); Acker, Jr., *supra* note 1, at 811; Sismore, *supra* note 16, at 215. もっとも、支払い計画の策定に当たっては、裁判所は被告人の経済的な資産等を考慮するよう求められている。See § 3664(f)(2); Dickman, *supra* note 15, at 1689. また、VWPAと同様に、被害者の数が非常に多く、被害弁償が現実的でない場合等について規定した § 3663A(c)(3) 参照。

24) Acker, Jr., *supra* note 1, at 811. そこで、*Ibid.* at 819 以下は、この点を捉えて、MVRAは、適正手続を保障しているアメリカ合衆国憲法第5修正や、陪審による審理を保障している第6修正に違反しているというように指摘する(この指摘はVWPAにも当てはまることになろう)。なお、Kleinhaus, *supra* note 1, at 2716 and 2755-2760 も参照。

害弁償が命じられる対象となっている犯罪が遂行された結果として、直接かつ近接して被害を受けた者」というような表記に改まり、その範囲が広げられている<sup>25)</sup>。ここでは、直接性・近接性が要件として求められているが、これは、被害弁償に係る手続の効率性を維持するという議会の関心が関係していると考えられる。すなわち、直接かつ近接したものではない害悪の場合、被害者が受けた被害の程度を確認することが難しくなるため、手続が複雑なものになってしまう<sup>26)</sup>からである。

MVRAの下では、被害弁償として認められるものとしては、「逸失所得、必要とされる児童の養育費、移動のための費用、当該犯罪の捜査又は訴追に参加し、又は、当該犯罪に関連する手続に出席する間に生じたその他の費用」が規定されている (§ 3663A(b)(4))。法人による内部調査に係る費用を被害弁償として認めるかどうかという問題との関係では、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加(する)間に生じたその他の費用」といった文言の内容・解釈が議論を呼んでいるということになる(なお、後述三参照)。

## 二 法人による内部調査

### (一) 内部調査の内容等

法人が政府機関による犯罪捜査の対象とされ、訴追される可能性に直面した際に最も重視するのは、自社の株価が下落したり、評判が低下したりしないように、正式起訴(indictment)や有罪判決が言い渡されることを回避することであろう<sup>27)</sup>。そのために、法人としてはまず第一に内部調査を行い、違法と評価される可能性がある行為の内容や程度に関する情報を収集することになる<sup>28)</sup>。具体的には、法人等の組織が、弁護士や会計監査

---

25) Goodwin, *supra* note 13, at 96.

26) See *United States v. Reifler*, 446 F. 3d 65, 135 (2d Cir. 2006).

27) DeLong, *supra* note 8, at 8; Weisselberg, *supra* note 9, at 1241.

28) Green, Bruce A. and Ellen S. Podgor, "Unregulated Internal Investigations: Achieving Fairness for Corporate Constituents," *Boston College Law Review*, Vol.

人に依頼し、法人内部で行われていると疑われる違法な行為に関する調査を行う、そして、責任の所在を明らかにし、どのような再発防止策が考えられるかを決定すること<sup>29)</sup>等である<sup>30)</sup>。被用者による違法な行為の可能性が明らかになった場合、弁護士等の専門家はいち早く現場に向かい、情報の収集に努め、関係者以外の者（この中には政府機関も含まれる）に情報が漏れないようにする、その上で、秘匿すべき情報と開示すべき情報の選択を行う<sup>31)</sup>のである。この調査は、政府機関が関与するようになる前ですら、場合によっては数カ月又は数年続くこともあり得る<sup>32)</sup>とされる。なお、内部調査に関しては、特に確立した定義があるわけではなく、その組織構成や組織の属性にも固定したものがあるわけではない<sup>33)</sup>。

近時、法人によって自発的に内部調査が行われる事例が増えてきているようであるが、その背景としては次のようなことが影響していると考えられる<sup>34)</sup>。すなわち、①法人による犯罪行為に関する理解の仕方が変化したこと、②法人による犯罪行為を規制する政府機関の権限が強化されたこと、③政府機関による捜査に積極的に協力するという法人の姿勢が顕著になってきたことである。

まず、これまでであれば、法人には犯罪に関する自由な意思の存在を認めることはできず、現代における刑罰の中心である自由刑を科すこともできないことから、法人は犯罪を行うことはできないとされ、その刑事責任を追及することには消極的・否定的な立場が主流であった。しかし、近時は、法人も法律や規則に違反することはあり得ると考えられるようにな

---

54, 2013, p. 86 and p. 90; Henning, *supra* note 10.

29) *Papagno*, 639 F.3d at 1099 & note 2.

30) DeLong, *supra* note 8, at 8 & note 96 の記述からは、内部調査に備えて、多くの法人が外部から弁護士等の専門家をあらかじめ雇用していることが窺われる。

31) *Ibid.* at 8; Weisselberg, *supra* note 9, at 1243.

32) DeLong, *supra* note 8, at 22. なお、前掲注10) 参照。

33) Green, *supra* note 28, at 87.

34) DeLong, *supra* note 8, at 9.

り、その犯罪性を認める立場が一般的になっている。そこで、法人も、その就業中の被用者の作為又は不作為によって発生した結果に対して刑事法上の責任を負うことはあり得る<sup>35)</sup>とされているのである。また、法人を対象とした刑罰法令も整備されてきているため、こうしたことも影響して、被用者が犯罪行為に関与している可能性が浮上した際には、迅速に内部調査が開始されるようになった<sup>36)</sup>とも考えられる<sup>37)</sup>。

次に、近時、司法省のみならず、内国歳入庁 (Internal Revenue Service) や証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission) のように、連邦政府の中の多くの取締り機関が、議会から、法人による犯罪行為や法令違反を調査するための実質的かつ強力な権限を付与されるようになった<sup>38)</sup>ことである。そして、司法省に対しては、法人犯罪を訴追するか、しないかを決定する広汎な裁量権が認められるなどした結果、法人に対する政府機関の監督機能が強化されてきていることから、法人が自発的に内部調査を行う事例が増えている<sup>39)</sup>のである。

そして、前述したように、政府機関による捜査の対象となる可能性が生じた場合、法人としては、独自の内部調査を速やかに開始することが最善の策と考えられている。この段階で、政府機関に協力するかどうかを判断することは法人にとっては大きな意味がある。自発的に内部調査を開始し、その内容や結果を政府機関に開示することは政府機関に協力すること

35) *Ibid.* at 9–10; Weisselberg, *supra* note 9, at 1239; Green, *supra* note 28, at 81.

36) DeLong, *supra* note 8, at 10; Weisselberg, *supra* note 9, at 1242.

37) Green, *supra* note 28, at 86は、犯罪が疑われる場合に、法人による内部調査が行われること自体は必ずしも新しい現象ではないが、特に法人による犯罪行為に関する理解の仕方が変化したことによって、内部調査が行われる事例が増えてきている旨を指摘する。

38) *See Ibid.* at 84. 他にも、例えば、2002年には、George W. Bush 大統領によって大統領令が発出され、「法人詐欺特別調査委員会 (Corporate Fraud Task Force)」(その後、2009年に Barack Obama 大統領によって「金融詐欺特別調査・執行委員会 (Financial Fraud Enforcement Task Force)」と改編) が設置されている。*See Ibid.* at 83–84.

39) *See DeLong, supra* note 8, at 10.

の意思表示であるとみなされ、その後、場合によっては、政府機関から穏便な措置 (favorable disposition) を受けることが期待できる<sup>40)</sup>からである。すなわち、捜査が終了した場合、政府機関は、法人を訴追するかどうかの判断を行うことになるが、法人は、政府機関に協力しておくことによって、不訴追の合意 (non-prosecution agreement: NPA) 又は訴追延期の合意 (deferred prosecution agreement: DPA)<sup>41)</sup>を結びやすくなると考えられる。この合意によって、一定の期間は訴追が猶予されるなどし、この間に法人が、政府機関から指示された組織内部の改編・種々の情報の開示等を確実に遵守していることの確認が取れれば、事件が立件されることは見送られる<sup>42)</sup>のである。一方、政府機関の側でも、法人が協力し、内部調査によって得られた情報が開示されることによって、結果的に「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (attorney-client privilege)」や「職務活動上の成果に関する保護特権 (work(-)product protection)」<sup>43)</sup>が放棄されるのと同じことになるという利点を見出すことができる<sup>44)</sup>のである。

## (二) 内部費用に係る費用

次に、内部調査に係る費用<sup>45)</sup>が高額になる理由についても、いくつかの

---

40) See Green, *supra* note 28, at 88.

41) NPA 及び DPA の意義・内容に関しては、Wray, Christopher A. and Robert K. Hur, "Corporate Criminal Prosecution in a Post-Enron World: The Thompson Memo in Theory and Practice," *American Criminal Law Review*, Vol. 43, 2006, pp. 1104-1105 の他、近時における邦文文献として、木目田裕 = 山田将之「企業のコンプライアンス体制の確立と米国の訴追延期合意—Deferred Prosecution Agreement—」『旬刊 商事法務』1801号 (2007年) 43頁以下等参照。

42) DeLong, *supra* note 8, at 11-12; Weisselberg, *supra* note 9, at 1241-1242.

43) 両特権の意義・内容に関しては、例えば、田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会 (2012年) 77頁及び918頁や太田洋「第3章 実務から見た経済犯罪 第3節 経済刑法と弁護士」芝原邦爾 = 古田佑紀 = 佐伯仁志編著『経済刑法 実務と理論』商事法務 (2017年) 66頁から67頁等参照。

44) See DeLong, *supra* note 8, at 11; Weisselberg, *supra* note 9, at 1243.

45) その意義・内容は必ずしも定まっていないようであるが、例えば、Villacis,

ことが考えられる。まず、すでに触れたように、内部調査を実施するに当たっては、外部の弁護士等の専門家を雇い、これに依頼することが多くなっているということである。法人にとっては、自発的に内部調査を開始することによって、被用者によって違法な行為が行われたという事態を重く受け止めていることを示すことができるのであるが、その際、法人内部の監査部門等による調査では必ずしも十分な信用性を示すことができない。調査が独立して、かつ、徹底して行われ、信用できるものであることを示すためには、外部の専門家に委託するのが最も効果的であるといえる<sup>46)</sup>からである。加えて、内部調査を外部の弁護士に委託することにすれば、調査が実施された場合のその内容や結果は、「弁護士・依頼者間の秘匿特権」や「職務活動上の成果に関する保護特権」によって、不必要に外部に漏洩する心配がなく、そうした権利を利用した当事者の活動は裁判所からも比較的肯定的に評価されている<sup>47)</sup>のである。

もちろん、法人内部の弁護士に依頼する場合であれば、調査費用を抑えることは不可能ではないが、犯罪行為に関連した内部調査の場合、法人には調査の範囲を限定するというような選択肢はなく、採算を度外視してでも徹底したものが望まれるため、この点からは費用を抑えることは難しい。また、法人内部での犯罪行為の情報を得た段階で迅速に内部調査を開始するためには、費用を考慮した上で複数の外部の弁護士の中から選任するというような余裕はない。特に元検察官の経歴を有する、法人犯罪の対

---

*supra* note 11, at 227及び Villacis, *supra* note 11, at 15は、内部調査に係る費用というのは、政府機関による捜査を支援することに関連して生ずる費用ではなく、法人自身又はその被用者によって内部的に実施される調査のために支出される費用のことであるとする。

46) See Weisselberg, *supra* note 9, at 1269–1270.

47) DeLong, *supra* note 8, at 12–13. なお、前者の特権に関して、小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社（2011年）81頁は、現在では必ずしも広範囲に認められているわけではないとする。また、後者の特権に関して、太田・前掲注43)論文67頁は、前者の特権とは異なり、必ずしも絶対的なものとは解されていないとする。

応に詳しい弁護士に依頼するような場合には費用よりも迅速性の方が重視される<sup>48)</sup>。こうした経歴を有する弁護士であれば、政府機関に協力の姿勢を示すために、法人はどのような内部調査を実施すれば効果的であるかを熟知している<sup>49)</sup>からである。

また、現在では、法人犯罪を専門とした弁護士で構成される大規模な法律事務所が存在しており、調査の際には、こうした事務所に所属する複数の弁護士が共同で業務を遂行することがある。このことも、内部調査に係る費用が高額化することの一因になっている<sup>50)</sup>と考えられる。

以上のような理由から、法人にとっては、費用が高額なものになったとしても、外部の専門家による迅速な内部調査が必要不可欠となるのである。

### 三 法人に対する被害弁償

裁判所が被害弁償の請求を受けて、これを認定するに当たっては、一般には、①その対象となる有罪が認められた犯罪の被害者を特定する、②有罪が認められた犯罪によって引き起こされ、被害者が受けた被害の内容を確定する、③被害弁償として弁償されるべき被害の範囲を確定するというような流れを辿る<sup>51)</sup>。有罪を認められた犯罪の被害者以外の者が受けた被

---

48) DeLong, *supra* note 8, at 13–15.

49) See *Ibid.* at 14; Weisselberg, *supra* note 9, at 1247. また、Green, *supra* note 28, at 91–92 参照。もっとも、元検察官という経歴が強調されることによって、逆に、政府機関の利益のために調査が行われているのではないか、以前の所属を離れて独立した形で、法人にとって公平な調査が行われると評価できるのかというような疑問の声も上がっているようである。See DeLong, *supra* note 8, at 14; Weisselberg, *supra* note 9, at 1247.

50) See DeLong, *supra* note 8, at 13–14.

51) Goodwin, *supra* note 13, at 95 and 96. 被害弁償命令が発出されるまでの大まかな流れや民事手続との相違等について、GAO Report, *supra* note 22, at 8–11 and at 12 & Figure 1.

害が含まれないようにするためには、被害者を特定するという作業が大きな意味を持っており、被害の内容等を確定するに先立って、まずはこの作業から開始しなければならない<sup>52)</sup>ということになる。

ここで問題となるのは、法人がMVRA (18 U.S.C. § 3663A(a)(2)) で定義されている「被害者」に含まれるのかどうか、換言すれば、「被害者」に該当するのは個人 (individual) だけなのか、会社 (company) 等の法人も含まれるのかということ<sup>53)</sup>である。この点、MVRAでもVWPA (§ 3663(a)(2)) でも、「被害者」については、法人を含むというような形で明確に定義されているわけではなく、ただ単に「人 (person)」という用語が用いられているだけである。そして、誰が被害者かということは、生じた被害の範囲の確定も含めて、政府が証明する責任を負っている<sup>54)</sup>とされている。MVRAの審議過程を見ても、そこでは、謀殺や誘拐、強盗、性的虐待といった事案で命じられた被害弁償が念頭に置かれ<sup>55)</sup>、暴力犯罪による個人の被害者に焦点が当てられており、犯罪の被害者として法人に言及されている箇所は特には見当たらない。すなわち、この時点では、議会が、法人もMVRAによって被害の回復を受けるべきかどうかに関して検討していたことを示すものは見当たらない<sup>56)</sup>のである。逆に、法人に関しては、連邦法上の重罪によって有罪判決を受けた場合には犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) に罰金を納めなければならないというように、被害者ではなく、犯罪者になる場合について言及されている<sup>57)</sup>。

しかし、合衆国では、憲法上及び法律上の解釈において、法人は自然人

---

52) Goodwin, *supra* note 13, at 96 and 97.

53) Asner, *supra* note 4, at 61; Villacis, *supra* note 11, at 224; Villacis, *supra* note 11, at 11.

54) 18 U.S.C. § 3664(e); Asner, *supra* note 4, at 61; Villacis, *supra* note 11, at 218; Villacis, *supra* note 11, at 4.

55) Senate Report No. 104-179, *supra* note 12, at 13.

56) Villacis, *supra* note 11, at 224; Villacis, *supra* note 11, at 11.

57) See Senate Report No. 104-179, *supra* note 12, at 29 (statement of Sen. Leahy).

と同様の扱いを受けるべきであるという考え方はほぼ確立しており<sup>58)</sup>、例えば、1 U.S.C. § 1 では「当該規定の文脈が別の内容を示すのでなければ、『人』には、個人と同様に、法人 (corporations)、会社 (companies)、社団 (associations)、商事組合 (firms)、組合 (partnerships)、協会 (societies)、株式社団 (joint stock companies) が含まれる」旨が規定されている。実際に MVRA の審議過程や他の規定を見ても、あえてそれ以外の解釈をすべきと示すようなものは存在しないのであるから、法人も MVRA でいう「人」に該当すると解釈するのが妥当である<sup>59)</sup>。そこで、①当該法人の被用者の行為によって、直接かつ近接して法人に財産上の損害が生じている、②当該法人が、MVRA が被害弁償の対象としている犯罪による、身元を特定できる被害者として、当該犯罪との因果関係を証明できるというような場合には、当該法人は財産上の損害について必要的な被害弁償を受ける資格は認められると考えられる<sup>60)</sup>。このような考え方は、MVRA の目的が、すべての被害者に対して救済策を講じて、完全に犯罪が発生する前の状態に戻すということにある一方、刑事司法制度というのは、犯罪が被害者に与えた衝撃を認識し、できる範囲で、犯罪者に、当該犯罪によって生じた被害の回復に係る費用を支払うよう責任を負わせることを保証するものであると考えていた MVRA 制定時の議会の認識とも一致する<sup>61)</sup>

---

58) See *Wilson v. Omaha Indian Tribe*, 442 U.S. 653, 666–667 (1979); *Monell v. Department of Social Services of the City of New York*, 436 U.S. 658, 685–686 (1978).

59) Villacis, *supra* note 11, at 225; Villacis, *supra* note 11, at 12.

60) See Senate Report No. 104–179, *supra* note 12, at 19; Villacis, *supra* note 11, at 225 and 241; Villacis, *supra* note 11, at 12 and 31. もっとも、被害弁償の対象となるのは訴訟費用 (legal fees) や会計費用に限られ、推測的損失 (speculative losses) や当該犯罪との因果的な関係が明確ではない被害は対象にはならない。See Senate Report No. 104–179, *supra* note 12, at 19; Villacis, *supra* note 11, at 226; Villacis, *supra* note 11, at 13. 「推測的損失」については、田中・前掲注43) 書799頁参照 (同頁では「speculative damages」という項目で解説されている)。

61) See Senate Report No. 104–179, *supra* note 12, at 18; Villacis, *supra* note 11, at 241; Villacis, *supra* note 11, at 31.

のである。実務においても、被用者が犯罪を行った場合、雇い主である法人がその被害者になることは一般に認められていたし、以前から、被告人に対して法人への被害弁償が命じられる事例もあった<sup>62)</sup>。また、法人が他の法人による犯罪の被害者になることもあり得るし、合衆国政府や合衆国内の州、他の独立国家が被害者として認められた事例もあった<sup>63)</sup>のである。

もっとも、法人が、ある被告人が有罪判決を受けた犯罪行為に共犯として関与していると認められるような場合には、当該法人はそもそも被害者であるとは評価されず、共犯者 (co-conspirator) として位置づけられることになる。こうした場合には、当該法人を被害者として認め、被害弁償を肯定してしまうと、それは、MVRAによって裁判所に付与されている権限を越え、公共政策 (public policy) にも反する<sup>64)</sup>ため、当該法人には被害弁償を受ける資格は認められない<sup>65)</sup>とされている。

このように、現在では、被用者が行った連邦犯罪によって法人に何らか

---

62) See Liman, Lewis J., Breon S. Peace, and Benjamin J. A. Sauter, "A Timely Update on Recovering Legal Fees and Costs through Criminal Restitution," *White Collar Crime Report*<sup>TM</sup>, 2013, <https://www.clearyottlieb.com/~media/organize-archive/cgsh/files/other-pdfs/a-timely-update.pdf> (同), p. 2; Asner, *supra* note 4, at 61; Goodwin, *supra* note 13, at 98. 例えば、*United States v. Gordon*, 393 F. 3d 1044, 1051–1060 (9th Cir. 2004) や *United States v. Kirkland, III*, 853 F. 2d 1243, 1246–1251 (5th Cir. 1988), *United States v. Youpee*, 836 F. 2d 1181, 1183–1185 (9th Cir. 1988) 等参照。

63) See Asner, *supra* note 4, at 61; Goodwin, *supra* note 13, at 98. 例えば、*United States v. Butler*, 694 F. 3d 1177, 1183–1185 (10th Cir. 2012) ではカンザス州が、*United States v. Bengis*, 631 F. 3d 33, 35 and 40–42 (2d Cir. 2011) では南アフリカ共和国が、それぞれ MVRA によって被害弁償を受ける被害者に該当する旨判示されている。

64) *United States v. Ojeikere*, 545 F. 3d 220, 221–223 (2d Cir. 2008); *United States v. Lazar*, 770 F. Supp. 2d 447, 450–452 (D. Mass. 2011); *Reifler*, 446 F. 3d at 127.

65) Asner, *supra* note 4, at 62; Villacis, *supra* note 11, at 225–226 and 233; Villacis, *supra* note 11, at 12–13 and 22. なお、Liman, *supra* note 62, at 3参照。

の被害が生じた場合には、法人にも MVRA によって被害弁償を受けることが認められている。そして、MVRA に基づいて法人が被害弁償を請求する場合には、二通りある規定・手順のどちらかによるとされている。すなわち、財産に対する損害 (damage) や損失 (loss), 損壊 (destruction) を念頭に置いている § 3663A(b)(1) によるか、あるいは、具体的な弁償対象を明記している同 (b)(4) によるか<sup>66)</sup> である。ただし、どちらの規定を根拠とするのかによって結果には相違があり、同 (b)(1) に基づく被害弁償の請求の場合、弁護士費用や会計費用等は「派生的損害 (consequential damages)」<sup>67)</sup> であり、財産に対する損害等ではないと評価されて、弁償の請求は却下されている<sup>68)</sup>。一方で、それらが同 (b)(4) に基づいて請求されている場合には肯定されている<sup>69)</sup> のである。

---

66) DeLong, *supra* note 8, at 2-4; Villacis, *supra* note 11, at 226-227; Villacis, *supra* note 11, at 13-14. 法人の場合には、「身体的な傷害 (bodily injury)」というものは生じないために、これが念頭に置かれている同 (b)(2) や同 (b)(3) が問題とされることはない。See DeLong, *supra* note 8, at 2 & note 12.

67) なお、「派生的損害」については、田中・前掲注43)書183頁に記述がある。

68) *United States v. Barton*, 366 F. 3d 1160, 1164-1167 (10th Cir. 2004); *United States v. Onyiego*, 286 F. 3d 249, 255-257 (5th Cir. 2002); DeLong, *supra* note 8, at 15; Villacis, *supra* note 11, at 226; Villacis, *supra* note 11, at 13-14.

69) DeLong, *supra* note 8, at 15; Villacis, *supra* note 11, at 226-227; Villacis, *supra* note 11, at 14. したがって、法人としては、一般に、同 (b)(4) に基づいて被害弁償を請求する方が有利であるといえるかもしれない。これに対して、被告人の方では、反論として、同 (b)(4) でいう「必要 (な)」という基準を満たさないうように、あるいは、第2及び第8巡回区裁判所ではなく、第5及び第7、第10巡回区裁判所の管轄内において被害弁償の請求を受けた場合には、それは同 (b)(1) の場合に否定されている「派生的損害」に該当するというように主張することが得策となろう。See Buckman, Deborah F. and Kenneth B. Sills, "Mandatory Victims Restitution Act — Measure and Elements of Restitution to Which Victim is Entitled," 51 *A.L.R. Fed.* 2d, 2010, § 24; Villacis, *supra* note 11, at 232-233 and *Ibid.* at 233 & note 109; Villacis, *supra* note 11, at 21 and *Ibid.* at 21-22 & note 109. 本文で触れたように、第5巡回区裁判所による *Onyiego* 等では、「派生的損害」と評価された場合には被害弁償の請求は否定されているからで

そして、現在、議論されているのは後者の同 (b)(4) の場合である。これまでであれば、この場合であっても、後述するように、比較的多くの巡回区裁判所が同様の立場に立っていたのであるが、近時、D.C. 巡回区裁判所が異なった内容の判断を示したからである。条文に依拠しつつ具体的に述べるとしたならば、一でも触れたように、同項によって、被告人は「被害者に対して、逸失所得、必要とされる児童の養育費、移動のための費用、当該犯罪の捜査又は訴追に参加し、又は、当該犯罪に関連する手続に出席する間に生じたその他の費用を賠償すること」を要求されているのであるが、ここでいう「必要(な)……その他の費用」や「当該犯罪の捜査又は訴追に参加(する)間」といった文言によって議会はどのようなことを想定していたのかということ<sup>70)</sup>である。現在の議論はこれらの文言の解釈の相違に起因するといえよう<sup>71)</sup>。

---

ある。

70) Asner, *supra* note 4, at 62; DeLong, *supra* note 8, at 3 and at 15 & note 190.

71) なお、法人は、こうした費用に関する証拠書類を提出しなければならず、裁判所は、被害弁償を命ずるかどうか、また、その額をどのように算出するかなど被害弁償命令の発出に当たっては、「証拠の優越 (preponderance of the evidence)」基準に基づいて、当事者が提出した証拠書類を精査することが求められている (§ 3664(e) 参照)。その際、裁判所は、法人がどのようにして必要な支出に関する記録を保存して書類にまとめているのか、その運用について必ずしも精通しているわけではないということに注意する必要がある。See Villacis, *supra* note 11, at 231; Villacis, *supra* note 11, at 20. また、同 (d)(5) によると、裁判所は、被害弁償は認めるものの、判決を言い渡す10日前までに被害の内容を確定できない場合には、被告人に対して判決を言い渡した後、90日を超えない範囲で、被害者が受けた被害の範囲を最終的に決定する日を設定しなければならないとされているのであるが、当事者から提出された、場合によっては数百頁にも及ぶ膨大な会計等に関する証拠資料 (例えば、Amato では、被告法人が依頼した弁護士事務所によって作成された228頁に及ぶ詳細な費用明細報告書が添付されている。See Amato, 540 F.3d at 162-163. また、United States v. Gupta では、542頁に及ぶ明細記録等が添付されている。See United States v. Gupta, 925 F. Supp. 2d 581, 584-585 (S.D. N.Y. 2013)) を短期間で精査することができるのかということも指摘されている。See Villacis, *supra* note

まず、同(b)(4)でいう「必要(な)」という文言の意味に関して、MVRAの法文上は、どのようなものが「必要(な)」費用に該当するのかということについては特に規定されておらず、各裁判所の判断に委ねられている<sup>72)</sup>。MVRAでは、被害弁償命令の発出に関する裁判官の裁量権は否定されたが、弁償額の算出・決定に関しては裁量権を行使することは認められている。そこで、各裁判官がこの裁量権を行使して、どのようなものが「必要(な)」費用に該当するのかを評価することになろう<sup>73)</sup>。

ただし、この点に関して何らかの定義づけを行っている裁判所は少なく、例えば、*United States v. Donaghy*<sup>74)</sup>では、弁護士費用について、これは当該犯罪の捜査及び訴追において政府を支援する目的で行われた活動に関して生じ、法人によって支払いが行われたものでなければならないが、本件ではそのように評価することができる旨判示されている。そして、本件では「必要(な)」という文言については、それ以上特に検討されることなく被害弁償が命じられている<sup>75)</sup>。また、*Gordon*<sup>76)</sup>において第9巡回区裁判所は、同項に基づいて被害弁償命令を発出するに当たっては因果関係に関する検討が必要になるという立場から、裁判官は、その支出が被告人による違法な行為の結果との関係で直接的であり、かつ、予見可能なものであったかどうかを慎重に検討しなければならないということは判示し

---

11, at 231–232; Villacis, *supra* note 11, at 19–20. この90日という時間制限の性質に関しては、*Dolan v. United States*, 560 U.S. 605, 609–621 (2010) や *Holliday, supra* note 11, § 3, Sisemore, *supra* note 16, at 216 以下等参照。

72) Villacis, *supra* note 11, at 229; Villacis, *supra* note 11, at 17.

73) Villacis, *supra* note 11, at 229; Villacis, *supra* note 11, at 17. このことは、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加(する)間」という文言の解釈についても妥当することになると思われる。なお、House of Representatives Report No. 104–16, *Victim Restitution Act of 1995*, 1995, p. 4 参照。

74) 570 F. Supp. 2d 411, 429–433 (E.D. N.Y. 2008).

75) Villacis, *supra* note 11, at 230; Villacis, *supra* note 11, at 18.

76) 393 F. 3d at 1056–1057; Villacis, *supra* note 11, at 230; Villacis, *supra* note 11, at 18–19.

ている。しかし、その後は、本件では、地方裁判所が、法人所有株式の横領行為に関して支出された調査費用を含めて被害弁償命令を発出したことについて、裁量権の濫用は認められないとして結論が導き出されているのである。

また、同 (b)(4) によると、被告人が弁償しなければならない費用は、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加」している「間」に生じたものということになる。この点に関して、第2及び第5、第6、第7、第8、第9各巡回区裁判所は、法人による調査で生じた費用の場合には、政府機関が捜査活動等によって関与する前に行われた場合でも、その間や後に行われた場合でも、当該犯罪の訴追に関する手続が進められている間に生じたものであればよいとしている。そして、こうした費用が「必要(な)」費用に該当し、弁償の対象になるべきであるとして、同項の文言に関して緩やかに解釈する立場に立っている。一方、D.C. 巡回区裁判所のように、同項でいう「捜査」という文言は政府機関による捜査のみを指しているものであり、その費用も当該犯罪の捜査又は訴追において政府機関から必要とされた調査に関して支出されたものに限りというように限定的に解釈している裁判所もある<sup>77)</sup>。次に、四において、それぞれの立場の代表的な事例を紹介

---

77) Barr, Evan T., "Recovering Internal Investigation Costs from Federal Criminal Defendants," *New York Law Journal*, Sept. 7, 2011; DeLong, *supra* note 8, at 15; Villacis, *supra* note 11, at 227-228; Villacis, *supra* note 11, at 15-16. 前者の立場に立った事例として、*United States v. Elson*, 577 F. 3d 713, 725-730 (6th Cir. 2009) や *United States v. Hosking*, 567 F. 3d 329, 331-336 (7th Cir. 2009), *United States v. Stennis-Williams*, 557 F. 3d 927, 929-931 (8th Cir. 2009), *United States v. Phillips*, 477 F. 3d 215, 224-225 (5th Cir. 2007), *United States v. Piggie*, 303 F. 3d 923, 926-928 (8th Cir. 2002), *United States v. Cummings*, 281 F. 3d 1046, 1051-1054 (9th Cir. 2002), *United States v. Skowron, III*, No. 12-1284-cr, 2013 WL 3593780, at 2-3 (2d Cir. 2013), *Gordon*, 393 F. 3d at 1056-1057 等がある。また、*Papagno* 後において、前者の立場に立った事例として、*United States v. Nosal*, 844 F. 3d 1024, 1045-1048 (9th Cir. 2016) や *United States v. Carpenter*, 841 F. 3d 1057, 1061-1062 (8th Cir. 2016), *United States v. Maynard*, 743 F. 3d 374, 378-382 (2d Cir. 2014) 等参照。なお、Petition for a Writ of Certiorari, on Petition for a Writ of Certiora-

介することにしたい。

#### 四 18 U.S.C. § 3663A(b)(4) の解釈に関する二つの事例

##### (一) *United States v. Amato*

法人の内部調査によって生じた費用が18 U.S.C. § 3663A(b)(4) による弁償の対象に含まれるかどうかという問題を初めて取り扱ったのは、*Amato* における第2巡回区裁判所である<sup>78)</sup>とされる。本件では、3人の被告人が共謀して、いくつかの州及び自らを雇用していた会社を買い取った Electronic Data Systems Corporation (EDS) 社に対する詐欺行為を繰り返していた。事実審裁判所であるニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、2人の被告人に対して(残る1人の被告人は審理前に死亡している)、郵便詐欺及び電子的通信詐欺(wire fraud)の共謀等の罪で有罪を認めた。そして、量刑の段階で被害弁償審問を開催した上で、約300万ドルの弁護士費用及び会計費用等を含む総額約1,300万ドルの法人に対する被害弁償を命じた<sup>79)</sup>。同地方裁判所は、§ 3663A(b)(4)にいう「その他の費用」という文言に依拠しつつ、弁償を認めた<sup>80)</sup>のである。これに対して、被告人は、①因果関係に関する視点に立てば、「被告人が行った犯罪の捜査及び訴追に参加した結果として生じた」とされる、弁護士費用及び会計費用は派生的損害に該当するものであり、直接的な被害を対象を限定している MVRA では、「その他の費用」に含まれると解することはできない、②「同類解釈則(*ejusdem generis*)の法理」<sup>81)</sup>に基づけば、被害弁償の対象となるものを列挙している MVRA の規定の中で用いられている「その他の

---

ri to the United States Court of Appeals for the Fifth Circuit, *Lagos v. United States*, 2017 [hereinafter *Petition for a Writ of Certiorari*], pp. 15-23 参照。

78) DeLong, *supra* note 8, at 15.

79) *Amato*, 540 F.3d at 156-158.

80) *Ibid.* at 159.

81) 「同類解釈則の法理」については、田中・前掲注43)書290頁参照。

費用」という文言は、ここで特に規定されている逸失所得や児童の養育費等と同種の費用のみを含み、弁護士費用等は排除されるものと解されるべきである<sup>82)</sup>などと主張して上訴したのである。

第2巡回区裁判所も同項の文言に着目し、まず、①ここでは「必要な費用や「当該犯罪の捜査又は訴追に参加し、又は、当該犯罪に関連する手続に出席する間に生じた」というような制約があるだけで、それ以外には費用の項目を限定するような文言はなく、②地方裁判所に対して認められている、被害弁償命令にどのような費用を含めるかを決定する権限は広汎なものであるなどとした上で、③弁護士費用や会計費用等もそれが「必要な」ものであり、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加し、又は、当該犯罪に関連する手続に出席する間に生じた」ものである場合には被害弁償の対象に含まれる、④本件では、被告人たちによって手の込んだ詐欺行為が行われており、EDSが費やした弁護士費用や会計費用は被告人たちによる当該犯罪の直接的かつ予見可能な結果であることは間違いないとした。加えて、「同類解釈則の法理」に関しては、①同項でいくつかの具体例が列挙されているのは、MVRAによって弁償される費用の範囲をこれらと同種のものに限定するという趣旨である、②同項の起草者は、児童の養育費等については、これらを明記しておかなければ、裁判所が看過してしまう可能性があることを恐れていたものと思われるが、弁護士費用等であれば、捜査や訴追とは明確に関係していることから、そのような危惧を抱く必要はなく、そのため明記しなかったものと考えられる<sup>83)</sup>などとした。その上で、地方裁判所の判断を肯定している。

この *Amato* における第2巡回区裁判所の考え方は、同じく同裁判所における *United States v. Bahel*<sup>84)</sup> においても維持されている。本件において被告人は、法人は元々何人かの弁護士を雇用しており、これら内部の弁護士に依頼すれば、より廉価な費用で同様の内部調査を実施することができ

82) *Amato*, 540 F. 3d at 158-161.

83) *Ibid.* at 159-162; Barr, *supra* note 77.

84) 662 F. 3d 610, 647-650 (2d Cir. 2011).

たにも拘わらず、外部の弁護士に依頼したのであるから、その費用は「必要な」ものではない<sup>85)</sup>などと主張していた。しかし、同裁判所は、*Amato* 等他の事例においても、被害弁償命令に含まれる内部調査に係る費用は、内部の弁護士に依頼する場合に限定されているわけではなく、本件では当事者も弁護士費用が合理的な額を超えていると主張しているわけではない、さらに、被害法人が内部調査を外部の弁護士に依頼することが稀であるということを示す証拠も提示されていない<sup>86)</sup>などとして、被告人の主張を却下している。

また、その後のニューヨーク南部地区裁判所における *Gupta*<sup>87)</sup> も同様の考え方をしているように評価できる。本件では、被告人は、*Papagno* の見解（後述(二)参照）によりつつ、①被害法人は、本件被告人に関する事件の捜査又は訴追の中で、特に政府機関の要請を受けて実施されたものであることを証明できた費用についてのみ弁償を受ける資格がある、②被害法人は、「本件被告人自身に関する（“singular”）」有罪判決分についてのみ弁償を受けるべきであり、*United States v. Rajaratnam* という別の手続で争われている共犯者の事件に関する政府機関の捜査に参加することによって生じた訴訟費用は除外されるべきである、また、③本件では、当初の起訴事実よりも狭い範囲で有罪が認定され、インサイダー取引等に関しては最終的に無罪判決が出されていることから、起訴されたすべての事実の捜査及び訴追に関連して行われた内部調査によって生じた費用全額を弁償する必要はないはずである<sup>88)</sup>などと主張していた。これに対して、同裁判所は、第2巡回区裁判所は「非常に広い見方」に立っていることを強調して、①本件被告人は *Rajaratnam* と証券詐欺を共謀したとして有罪判決を受けており、すべての段階において *Rajaratnam* の事件に関する捜査との関連性を認めることができる、また、②MVRA で規定されている被害者

---

85) *Ibid.* at 647–648.

86) *Ibid.* at 648.

87) 925 F. Supp. 2d at 584–588.

88) *Ibid.* at 585–587; DeLong, *supra* note 8, at 21–22.

というのは、当該被告人が自らの事案における起訴事実に関して有罪判決を受けているかどうかには関係なく、有罪が認められた犯罪に関与しているすべての共犯者から被害弁償を受けることが認められるべきであるなどとして、被告人の主張を却下している<sup>89)</sup>。

## (二) *United States v. Papagno*

一方で、「必要 (な)」費用にどのようなものが含まれるのかについて、D.C. 巡回区裁判所は *Papagno* において狭い解釈をしている<sup>90)</sup>。本件において、被告人は、10年間に亘って、被害法人である Naval Research Laboratory からコンピュータ関連の付属品約 1 万9,700点を盗んでいたとして有罪を認められた。そして、D.C. 連邦地方裁判所は、同 (b)(4) に基づいて内部調査に関連する費用として16万ドルの被害弁償を命じた。そこで、被告人が上訴した<sup>91)</sup>のである。

これに対して、D.C. 巡回区裁判所も第2巡回区裁判所と同様に同項の文言を解釈することから検討を始めている。そして、少なくとも内部調査が捜査官又は検察官によって必要とされたり (required)、要請されたり (requested) したものでない場合には、同項が当該調査に係る費用の弁償を認めていると考えることはできない<sup>92)</sup>と判示した。D.C. 巡回区裁判所は、以下に述べるように、議会における立法の経過や MVRA の立法趣旨等に注目して判断しているといえる。

まず、当初、VWPA では裁判所に対して裁量的に被害弁償命令を発出することが認められ、その対象としては、医療費のように身体的な傷害か

---

89) 925 F. Supp. 2d at 585-588.

90) *Papagno*, 639 F. 3d at 1095-1101. 他に同様の立場に立つ事例として、*United States v. Norman Goldstein, M.D., Inc.*, CR. No. 07-00151 JMS, 2008 WL 659676, at 3-4 (D. Haw. Mar. 11, 2008) 参照。なお、Villacis, *supra* note 11, at 228 & note 89 や Villacis, *supra* note 11, at 16 & note 89 参照。

91) 639 F. 3d at 1094-1096.

92) *Ibid.* at 1095.

らの回復に必要な費用等三つの項目が認められていた。これが1994年に改正され、被害弁償の項目として、①逸失所得、②必要とされる児童の養育費、③移動のための費用、④当該犯罪の捜査又は訴追に参加し、又は、当該犯罪に関連する手続に出席することに関連したその他の費用というもの が明示された。そして、1996年にMVRAが制定され、必要な被害弁償制度が導入されるのであるが、同法でも、1994年の改正でVWPAに規定されることになった四つの項目がこれとほぼ同様の文言で弁償の対象となる旨規定されている、したがって、被害弁償の対象となるのはこれらのものに限定されることになる<sup>93)</sup>と強調している。

次に、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加(する)間に生じた(必要な)費用」という文言との関係から、法人が行った内部調査に係る費用がこれに該当するかどうかについて検討している。そして、MVRAというのは刑事法上の犯罪に関連する法律なのであるから、同項でいう「犯罪」というのも有罪が認定された刑事法上の犯罪を意味する、したがって、ここで問題になっている費用も刑事法上の犯罪に直接関連するものでなければならないとしている。このように同項の文言を厳格に刑事法上の犯罪に限定することによって、「『当該犯罪』の『捜査又は訴追』」というのは、通常、連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation)等に代表される捜査機関や検察当局によって進められる刑事法上の捜査及び訴追を意味するとされなければならない<sup>94)</sup>としたのである。

さらに、同裁判所は「参加(participation)」という文言にも着目している。この文言につき、政府側は、「刑事法上の捜査又は訴追を特に支援するすべてのことを意味する」としていた。本件の場合には、海軍犯罪捜査局(Naval Criminal Investigative Service)の捜査官又は連邦検察局(U.S. Attorney's Office)の検察官がNaval Research Laboratoryに内部調査を実施するよう依頼したことを示す証拠はなかったのであるが、政府側は、本

---

93) See *Ibid.* at 1096–1097; DeLong, *supra* note 8, at 18.

94) 639 F. 3d at 1097–1098; DeLong, *supra* note 8, at 19.

件法人による内部調査は捜査官又は検察官を支援したものであるから、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加」したことになり、同項にいう「参加(する)」という文言に該当する<sup>95)</sup>と主張していた。しかし、同裁判所は、「参加」と「支援 (assistance)」という二つの文言の意味を詳細に検討した上で、①本件法人は、内部調査を開始した時点では、被告人に関する捜査又は訴追に参加していたわけではない、②「参加する (participate)」という文言の意味は「支援 (する)」よりも狭く、「関与すること (to take part in)」と同義である、③内部調査を実施することが後に捜査又は訴追を支援することにつながる可能性はあるとしても、それは、内部調査を実施した者が、捜査官や検察官によって独立して行われる捜査又は訴追の手続に関与したことになるということを意味するのではない、④ある組織による内部調査というのは、刑事法上の捜査が開始される前でも後でも始めることはできるが、もし刑事法上の捜査を支援することだけで捜査に「参加すること」を意味するとしたならば、捜査に先立って行われる内部調査ですら、これを実施すれば、捜査に「参加すること」を意味するというおかしな結果になってしまう<sup>96)</sup>などとしたのである。

続けて、同裁判所は、2008年に議会が行った VWPA に関する改正にも注目して、捜査機関から必要とはされていない内部調査にかかった費用は被害弁償の対象には含まれないとする自らの立場を説明している。すなわち、この時の改正において、議会は、当該犯罪によって受けた被害から回復しようとして被害者が合理的に費やした時間の価値に相当するものの弁償を認めることにしている (§ 3663(b)(6))。この規定にある文言や考え方によるのであれば、その中には、本件で問題となっている法人の内部調査によって生じた合理的な費用も、それが捜査官からも検察官からも必要とはされていない調査に起因するものであるとしても、含まれるはずである。このような文言が MVRA にも盛り込まれていれば、本件においても、

---

95) 639 F. 3d at 1095 and 1098; DeLong, *supra* note 8, at 19.

96) 639 F. 3d at 1098–1099.

政府が求めている内部調査によって生じた費用を被害弁償の対象に加えることはできたかもしれない。しかし、議会はこのような改正を MVRA には実施しなかったのである。そこで、この点を捉えて、「議会在、同種の法律のある条文には特定の語句を追加する一方、別の条文ではその語句の追加を控えているのであれば、それは、一般には、議会在故意にかつ何らかの意図を持って、個別に追加又は控えたことを意味していると考えられる」とし、議会在、必要的な被害弁償の範囲を、法人による自発的な内部調査によって生じた費用にまで拡大することは意図しなかったのである<sup>97)</sup>とした。

そして、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加（する）間に生じた」費用のうちどのようなものまでが「必要（な）」費用に該当するのかについて検討し、①被害法人が、少なくとも捜査官又は検察官によって必要とされ、又は、要請された何らかの行為を行った結果生じた費用のみが「必要（な）」費用に含まれると限定を加え、②政府機関による捜査と同時になく、また、法人側の目的から法人によってのみ開始された内部調査によって生じた費用は必要的な被害弁償の範囲には含まれない、③本件における内部調査は捜査官又は検察官からは必要とはされておらず、また、要請もされていないのであるから、MVRA が対象とする範囲には含まれない<sup>98)</sup>とした。

## 五 若干の検討

### （一）二つの事例の判示内容のまとめと簡単な評価

*Amato* において、第2巡回区裁判所は、政府機関による捜査や訴追の

---

97) *Ibid.* at 1099–1100; DeLong, *supra* note 8, at 20.

98) 639 F. 3d at 1100; DeLong, *supra* note 8, at 20. 加えて、この考え方は、捜査官又は検察官が必要とし、又は、要請して行われた内部調査に関して生じた費用であれば、常に「必要（な）」費用として MVRA によって弁償の対象とされるということの意味するわけでもないとしている。See 639 F. 3d at 1100.

前でも、間でも、後でも、すべての段階における内部調査によって生じた費用が被害弁償の対象に含まれると広く考えている<sup>99)</sup>。したがって、この *Amato* に代表される事例における各裁判所の考え方（四(→)参照）によると、被害法人が自ら外部の弁護士に依頼して行った内部調査によって生じた費用は、それが政府機関による捜査や訴追と必ずしも密接に関係していない場合であっても、弁償の対象に含まれるというように考えられる<sup>100)</sup> ことになる。こうしたことから、*Amato* 等は、ホワイト・カラー犯罪の被告人に対して新たな責任を負わせ、場合によっては、民事上の救済や保険による救済よりも有利になり得る救済を法人に対して認める判決となっている<sup>101)</sup>と評価されている。

また、*Amato* は、弁護士費用等を含む被害弁償の請求に関して、裁判所や当事者はどのように判断し、対応しなければならないのかに関して一応の指針を提示している<sup>102)</sup>とも評価されている。すなわち、まず第一に、弁護士費用等というのは、被害法人が政府機関による当該犯罪の捜査及び訴追に関与するに当たって直接「必要となる」ものでなければならず、間接的なものであったり、単に結果的に関連するものとなったというようなものであってはならないということを明確にした<sup>103)</sup> ことである。次に、被害法人は、どのような調査が、どのような目的から、どのような形で行われたのかなど内部調査にかかった費用の内訳や目的等に関する詳細な記録資料を提出しなければならないということを明確にした<sup>104)</sup> ことである<sup>105)</sup>。

99) DeLong, *supra* note 8, at 15 and 20.

100) *Bahel*, 662 F. 3d at 647–650; *Amato*, 540 F. 3d at 158–165; *Gupta*, 925 F. Supp. 2d at 584–588; DeLong, *supra* note 8, at 18. また、*United States v. Skowron III*, 839 F. Supp. 2d 740, 747–752 (S.D. N.Y. 2012) 参照。

101) *Liman*, *supra* note 62, at 1.

102) *See Asner*, *supra* note 4, at 62–63.

103) *See Amato*, 540 F. 3d at 162.

104) *See Ibid.* at 162–163; *Gupta*, 925 F. Supp. 2d at 584–585 and 587.

105) そこで、被害法人の側の弁護士としては、法人が被害弁償を受けるために

もっとも、§ 3663A(b)(4)の文言の解釈に関して、このような立場に立つ裁判所の中でも、すべての点において同様の考え方が示されているわけではない。例えば、第9巡回区裁判所における *Gordon* では、弁護士費用等を同項に基づいた被害弁償の対象に含めるためには、その費用が被告人による行為の結果との関係で「直接的であり、かつ、予見可能なもの」であったかどうか、因果関係の存在が認められなければならないとされている<sup>106)</sup>のに対して、*Amato* では、すべての場合においてそこまでのものを必要としているわけではなく、むしろこのような検討の仕方を疑問視している節が窺われる<sup>107)</sup>のである<sup>108)</sup>。

一方、*Papagno*によると、MVRAは、少なくとも本件のように内部調査が捜査官や検察官からは必要とされておらず、また、要請されたわけでもない場合には、法人がそれに係る費用を負担したとしても、被害弁償として認めているわけではない<sup>109)</sup>ということになる。端的に言えば、本件

---

は、例えば、①当該犯罪の捜査又は訴追に参加している間に生じた、内部調査に係る費用の明細を正確に記録しておく、②捜査機関の要請によって、いつから、どのような形で、内部調査が実施されたのか、その経過を記録しておく(例えば、*Gupta*では、法人側は多数の関係書類を提出しているが、その中には、どのような活動が、どのような理由から、どのような形で行われたのかを判断するための資料として、活動時間記録簿(time entries)が含まれている。See *Gupta*, 925 F. Supp. 2d at 587)、③その内部調査が、当該犯罪の捜査又は訴追に関して必要とされていることについて、政府機関との間で合意を得ておくといったことが求められよう。See *Gitner*, *supra* note 10.

106) *Gordon*, 393 F. 3d at 1057.

107) *Amato*, 540 F. 3d at 162; DeLong, *supra* note 8, at 16. この点、現代のような社会においては、法人がその被用者の犯罪によって被害を受けた場合に、幾許かの費用を注ぎ込んで内部調査を行うことが、被告人から見て客観的に予見不可能であるということは難しいと考えられる。See *Gitner*, *supra* note 10. とするならば、*Amato* が示唆するように、予見可能であったかどうかという問題はそれ程の意味は持っていないようにも思われる。

108) もっとも、*Amato* でも因果関係の問題については、本文四(一)で触れたように、被告人の主張に対応する形で一定の判断は示されている。

109) See *Barr*, *supra* note 77.

では、「参加（する）間に生じた」という文言について、犯罪捜査に先立って行われた内部調査などは除外するというように解されている<sup>110)</sup>ということである。D.C. 巡回区裁判所は、内部調査が、犯罪捜査に関わる捜査官又は検察官によって必要とされ、又は、要請されて行われた場合のみ、それに係る費用が弁償の対象となると考えており、同 (b)(4) の文言に関して狭く限定的に解釈している<sup>111)</sup>ことになる。

## (二) 被害弁償の賛否に関する双方の立場の根拠

内部調査によって生じた費用を被害弁償の対象に含めることを肯定する立場は、①法人が内部調査を実施した場合には、それによって得られた結果を、当該犯罪の訴追に関して政府機関を支援する形で政府機関と共有することになる場合が多く、このことは、政府機関による犯罪の捜査活動に参加・協力したことを意味する、また、②早い段階で行われた内部調査の結果というのは、その後に行われることが予想される政府機関の捜査においても必要とされることが多いといったことを根拠とする。こうした考え方によると、政府機関から公式に要請される前に調査が行われたということをも理由として、被害弁償を否定するのは正当とはいえない<sup>112)</sup>ということになる。

また、内部調査によって生じた費用について、MVRAを通して法人に被害弁償を認めることの利点として次のようなことが考えられる。まず、法人が政府機関による捜査に参加する形で内部調査を行い、これに関して支出した費用の弁償を認めることによって、法人と政府機関との間には強い協力関係が形成されることが期待できるということである。被害弁償が認められるのであれば、法人には、内部調査を行い、政府機関に協力するために、より多くの時間と人材を割こうという動機づけにつながるからである。このように官民両組織・部門の間で協力関係が築き上げられれば、

110) Liman, *supra* note 62, at 4.

111) DeLong, *supra* note 8, at 20.

112) See Villacis, *supra* note 11, at 229; Villacis, *supra* note 11, at 16-17.

それは、将来同種の犯罪によって被害を受ける可能性がある被害者も含めて、被害者全般を念頭に置いた犯罪の抑止・救済につながる。これは社会全体に対してももたらされる利益である<sup>113)</sup>と考えることができよう。

一方で、仮に法人に対して被害弁償を認めたとしても、それによって、必ず、標準以下であった当該法人内部での法令遵守のレベルを向上させることにつながるとはいえず、また、違法行為に関して法人に注意喚起を促すことにならなかった監督手続を向上させることにつながるともいえず、結果としては違法行為の抑止にはならないのではないか<sup>114)</sup>というような否定的な見方もある。そして、内部調査によって生じた費用について、MVRAに基づいて被害弁償を認めることで、法人が、自らの人材や費用を投じて、法令を遵守する社内の労働環境を整備しようという意欲を挫くことにつながる可能性がある<sup>115)</sup>とも指摘される。また、被害弁償によって弁償を受けたとしても、その用途をどのようなものにするかは法人の自由であり、必ずしもより厳格な法令遵守のための手段や手続の構築に費やされるとは限らない<sup>116)</sup>ということもある。また、こうした見方をする立場は、すでに法人は保険に加入することによって、被用者による違法行為に関しては防衛の措置を講じている<sup>117)</sup>とも主張する。

このように、法人が内部調査を実施した際に生じた費用を被害弁償として認めるかどうかに関しては、政策的・実務的な観点から肯定・否定双方の立場に立った様々な主張がなされている。そして、それぞれについてある程度の説得力があると認めることはできるように思われる。したがっ

---

113) See Villacis, *supra* note 11, at 233–234; Villacis, *supra* note 11, at 22–23.

114) Villacis, *supra* note 11, at 235; Villacis, *supra* note 11, at 24.

115) Villacis, *supra* note 11, at 235–236; Villacis, *supra* note 11, at 24–25.

116) See Villacis, *supra* note 11, at 236; Villacis, *supra* note 11, at 26.

117) Villacis, *supra* note 11, at 227; Villacis, *supra* note 11, at 14. もっとも、こうした保険であっても、すべての費用を賄えるわけではなく、被用者の行為が訴訟段階で公式に扱われるようになる前の（内部）調査によって生じた費用までは対象とはしていない（See Villacis, *supra* note 11, at 227; Villacis, *supra* note 11, at 14）ことに注意する必要があると思われる。

て、この点からは何らかの結論を導き出すことは困難であると思われる。そこで、やはり立法の趣旨やここで規定されている文言の解釈の仕方が鍵を握っているといえよう。

### (三) 18 U.S.C. § 3663A(b)(4) の文言の解釈の仕方

18 U.S.C. § 3663A(b)(4) の文言の解釈に関しては、いくつか注目しておくべきと思われることがある。まず第一に、「同類解釈則の法理」について、この解釈原理の理解の仕方には必ずしも第2巡回区裁判所のような解釈の仕方しかないわけではないということである。同裁判所は、「同類解釈則の法理」について、被害弁償の範囲を同項で列挙されているものと同種のものに限定する趣旨であるなどとしている（四(一)参照）が、児童の養育費等と、数百万ドルに上ることもあり得る弁護士費用等は、性質においても金額においても全く異質のものであり、この解釈原理を常識的に解釈すれば、ここに弁護士費用等を含めることは難しい<sup>118)</sup>というような指摘もなされている。

次に、「費用」という文言の解釈についても、連邦法典における他の用例を見ると、議会が何らかの費用と弁護士費用等を同時に支払わせようとしている場合には、両者を個別に明記して、支払いの範囲・対象を明確にしていることが多い<sup>119)</sup>。しかし、18 U.S.C. § 3663A(b)(4) の場合には、単に「費用」としか規定されていないのであるから、ここで議会が弁護士費用等も対象に含めているとは考えにくい<sup>120)</sup>ということである。

---

118) Brief of Amicus Curiae National Association of Criminal Defense Lawyers in Support of Petitioner, *supra* note 10, at 3 and 5–9.

119) 例えば、「reasonable expenses and attorneys' fees」と規定する12 U.S.C. § 2273 や「reasonable attorney fees, expert witness fees, and other litigation expenses」と規定する38 U.S.C. § 4323(h)(2), 「a reasonable attorney's fee, reasonable expert fees, and other reasonable litigation expenses」と規定する52 U.S.C. § 10310(e) 等参照。

120) Brief of Amicus Curiae National Association of Criminal Defense Lawyers in Support of Petitioner, *supra* note 10, at 3–4 and 9–13.

そこで、同項に規定されている文言を文字通りに厳格に解釈する限り、同項では、政府機関による捜査又は訴追に参加している間に実施される内部調査のみが念頭に置かれている、したがって、捜査又は訴追の前又は後で実施される（された）内部調査に関連して生じた費用は被害弁償の対象には含まれるべきではない<sup>121)</sup>と考えられる。この意味で、法人による内部調査が、政府機関による捜査又は訴追と同時に行われており、かつ、それが単なる「支援」ではなく「参加」というような形で実施されている場合に限って、それによって生じた費用が弁償されるべきであるとするD.C. 巡回区裁判所の考えの方が適切である<sup>122)</sup>と考えられる。同時に、同裁判所は、内部調査によって生じた費用を犯罪行為に関連するものに限定している。この考え方も、同項には「当該犯罪に関連する (related to the offense)」というような文言があること、さらには、関連する規定である同 (c) (1) では、「本条の規定は、当該犯罪に関して有罪判決が下された場合、又は、当該犯罪の訴因に関して答弁合意がなされた場合におけるすべての量刑手続において適用される」旨が規定されているが、「有罪判決」や「答弁合意」、「量刑手続」というのはどれも、私人ではなく政府機関のみが実施・関与することができる刑事手続に関連する用語であることに鑑みると、適切な考え方である<sup>123)</sup>と評価できる。関連して、同 (b) (4) では「in the investigation or prosecution of the offense (強調は筆者)」というように、捜査と訴追とがひとまとめにされ、二つで一つのもの (unit) として規定されている。もし、ここに、政府機関が関係していない、法人の意思のみによる自発的な調査も含めるのであれば、あえて両者を結びつけるような形で規定されることはなかったと考えられる<sup>124)</sup>というよう

---

121) DeLong, *supra* note 8, at 23.

122) *Ibid.*

123) Reply Brief for the Petitioner, on Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Fifth Circuit, *Lagos v. United States*, No. 16-1519, 2018 [hereinafter Reply Brief for the Petitioner], p. 6; DeLong, *supra* note 8, at 23-24.

124) See Reply Brief for the Petitioner, *supra* note 123, at 6.

指摘もなされている。

ここでは、MVRA というのは刑事法上の犯罪に関する被害弁償のための要件や諸手続について規定したものであることを忘れるべきではないと思われる。とするならば、現行の同 (b)(4) の解釈の仕方としては、やはり D.C. 巡回区裁判所の考え方の方が正確であり、①必要的被害弁償というのは同条に列挙された犯罪に関連する項目にのみ適用される、②内部調査に関して生じた費用というのは、政府機関から必要とされるなどの形でその捜査又は訴追に関連しているもののみが弁償の対象に含まれることになる<sup>125)</sup>と考えられる<sup>126)</sup>。

そもそも法人としては、政府機関による正式起訴やその後の有罪判決を免れるために、捜査機関に協力する道を選択し、元検察官等の外部の専門家に依頼して内部調査を実施するのである。そのために必要な費用は惜しみなく支出しようとするであろうから、内部調査に係る費用は際限なく膨らんでしまう可能性が高い<sup>127)</sup>。そして、同 (b)(4) の文言を、*Amato* における第 2 巡回区裁判所のように解釈すると、内部調査で生じた費用と被害法人が捜査や訴追に参加したこととの間に何らかのつながりがあれば、「当該犯罪の捜査又は訴追に参加（する）間に生じた（必要な）費用」としてすべて弁償の対象になってしまうと考えられる（前述(一)参照）。しかし、被害法人が行った内部調査が、どの時点から MVRA による被害弁償の対象となる調査になるのかを明確にした裁判例は見当たらない<sup>128)</sup>。そのため、法人犯罪の被告人は、自らの行為によって直接生じた被害を遙かに超える額の被害弁償を命じられる可能性があることを覚悟しなければなら

---

125) See DeLong, *supra* note 8, at 24.

126) もちろん、*Amato* における第 2 巡回区裁判所でも、MVRA が刑事手続や犯罪に関するものであることは当然認識されているであろうから、この立場に立ったとしても、それ以外の手続に関連するものが含まれることはないと思われる。

127) See DeLong, *supra* note 8, at 24.

128) Gitner, *supra* note 10.

らない<sup>129)</sup>ということになってしまう。

§ 3663A(b)(4) の文言の解釈において重要な意味を持つのは、法人が政府機関の要請に対応する形で内部調査を実施したのかどうかということであると考えられる。*Amato* では、政府機関と会議を開いたり、証拠の収集を支援したこと<sup>130)</sup>等、当該犯罪の捜査又は訴追において政府機関に協力したのかどうかということも重視されている<sup>131)</sup>が、このような事実は、政府機関が内部調査を必要としており、法人が政府機関から要請を受けて初めて実現するものであろう。法人が得策として自らの判断に基づいて選択した結果生じた高額の調査費用を被告人が弁償しなければならないというのは、犯罪が行われる前の状況に被害者を回復させるという本来の被害弁償の趣旨や目的とは合致しないように思われる。また、余りにも高額な被害弁償命令は被告人の支払い能力を超えているため、その改善更生にはつながらず、むしろ新たな犯罪に走らせる可能性すら認められる<sup>132)</sup>という指摘もある。こうしたことに鑑みると、やはり現時点における同項の解釈の仕方としては、限定的に狭く解釈する方が適切であると考えられる。

#### （四） *Lagos v. United States* の行方

なお、18 U.S.C. § 3663A(b)(4) の解釈に関しては、現在、*Lagos v. United States* が合衆国最高裁判所で審理されていることが注目される。本件では、被告人は共犯者と共に自社の資産価値を高めようとして、2年間に亘って General Electric Capital Corporation (GECC) 社に対して電子的通信詐欺を繰り返していた。そこで、GECC は、詐欺行為による被害を明らかにするために内部調査を実施し、それによって生じた費用を被告人たちに対し

---

129) *Ibid.*

130) *Amato*, 540 F.3d at 162–163.

131) *See* Gitner, *supra* note 10.

132) Brief for Professor Shon Hopwood as Amicus Curiae in Support of Petitioner, on Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Fifth Circuit, *Lagos v. United States*, No. 16–1519, 2018, pp. 1–15.

て請求した<sup>133)</sup>のである。本件の場合、被告人たちは GECC の被用者ではないと考えられるが、争点は、政府機関によって必要とされているわけではなく、要請されているわけでもない、自発的に実施された法人の内部調査によって生じた費用を被害弁償の対象に含めることができるかどうかという点である<sup>134)</sup>。

テキサス南部地区連邦地方裁判所は、被告人に対して、GECC が内部調査に費やした費用として約500万ドル（その他を含めた総額では約1,600万ドル）の被害弁償を行うよう命じた。これに対して、被告人は、被害法人が内部調査を行った結果、訴訟費用として費やしたものは「派生的損害」であるから、MVRA では被害弁償の対象としては認められていない、したがって、同裁判所が発出した弁償命令は § 3663A によって地方裁判所に認められている権限を越えたものであるなどとして上訴した<sup>135)</sup>。

第5巡回区裁判所は、D.C. 巡回区裁判所における *Papagno* の判示内容は意識しながらも、第5巡回区裁判所における先例である *Phillips* に従い、同判決後の実務の運用では、弁護士費用等内部調査にかかった費用も § 3663A(b)(4) に基づく被害弁償の対象に含まれると解されているとして、地方裁判所の判断を肯定した<sup>136)</sup>のである。もっとも、本判決には、第5巡回区裁判所の意見には同意しつつも、同項の解釈の仕方としては広汎に過ぎるとして、*Papagno* の判示内容に理解を示す *Higginson* 裁判官による

---

133) *United States v. Lagos*, 864 F. 3d 320, 322 (5th Cir. 2017); Doyle, Charles, “Victim Restitution: Attorneys’ Fees for Internal Investigations?,” *Congressional Research Service*, February 6, 2018, <https://fas.org/sgp/crs/misc/LSB10071.pdf> (同)。

134) *Lagos v. United States*, SCOTUSblog, [www.scotusblog.com/case-files/cases/lagos-v-united-states](http://www.scotusblog.com/case-files/cases/lagos-v-united-states) (同); Petition for a Writ of Certiorari, *supra* note 77, at I; Doyle, *supra* note 133.

135) Brief for the United States in Opposition, On Petition for a Writ of Certiorari to the United States Court of Appeals for the Fifth Circuit, *Lagos v. United States*, No. 16–1519, 2017, pp. 4–5; *Lagos*, 864 F. 3d at 321–323; Doyle, *supra* note 133.

136) *Lagos*, 864 F. 3d at 322–323.

同意意見が付されている<sup>137)</sup>。すなわち、同裁判官は、まず、「参加する」や「必要（な）」といった文言に関する *Papagno* の解釈の仕方や、政府機関による捜査に「参加する」という文言には、少なくとも捜査官や検察官から要請されていない内部調査を実施することは含まれないとする同判決の考え方には説得力があるとした上で、①「列挙されたものと同種と解する法文言の解釈法 (*noscitur a sociis canon of statutory interpretation*)」<sup>138)</sup>によると、同項の「当該犯罪の捜査……に参加（する）」という文言については限定的に解釈するのが妥当である、②同項の意義について広く解釈する裁判所同士の中でも、例えば、その費用が、被告人による犯罪行為との関係で「直接的であり、かつ、予見可能なもの」であったのかどうかに関して、第9巡回区裁判所の *Gordon* と第2巡回区裁判所の *Amato* では考え方に相違があるなど、他の点に関する理解の仕方では判断が分かれているため、被害弁償の範囲に関しては一致して広く解釈する立場に立っても統一的な運用はしづらい、③同項に関して限定的に解釈したとしても、被害法人には他に回復のために利用可能な手段・手続が存在しているのだから、完全な被害回復が妨げられるわけではないなどと指摘している。

その後、被告人は最高裁判所に裁量上訴の申立てを行っていたのであるが、2018年1月12日、これが認められ<sup>139)</sup>、現在審理が継続している。

## おわりに

2011年に D.C. 巡回区裁判所によって *Papagno* が判示されるまでは、第2及び第5、第6巡回区裁判所等いくつかの巡回区裁判所の間では、法人の内部調査の際に生じた費用も被害弁償命令の対象に含まれるということとで一致していた。しかし、法人犯罪に関する法解釈や実務に大きな影響を

---

137) *Ibid.* at 324–326.

138) 「列挙されたものと同種と解する法文言の解釈法」については、田中・前掲注43)書592頁参照。

139) *Lagos v. United States*, 138 S. Ct. 734 (2018).

与える D.C. 巡回区裁判所で異なった内容の判決が出されたというのは等閑視できない事実である<sup>140)</sup>。そこで、18 U.S.C. § 3663A(b)(4) に関して、法人が行った内部調査に係る費用が被害弁償に含まれるかどうか、「必要(な)」費用とはどのようなものを意味するのか、これは、全米各地でごく普通に、かつ、繰り返し起こり得る、刑事法上の解釈に関する重大な問題であるとされ、最高裁判所の統一的な判断が期待されていた<sup>141)</sup>。今後、*Lagos* において最高裁判所からどのような判断が下されるかが注目されるところである。

---

140) See Barr, *supra* note 77.

141) Petition for a Writ of Certiorari, *supra* note 77, at 23; Liman, *supra* note 62, at 4-5; Barr, *supra* note 77.